

## 第146回千葉県大規模小売店舗立地審議会

### 書面審議

#### 1 書面審議の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、審議会長が判断し、千葉県大規模小売店舗立地審議会運営規程第5条に基づき、書面による審議とすることにしたものである。

#### 2 意見を聴取した日

令和2年5月13日(水)から5月27日(水)にかけて各委員から意見を聴取した。

#### 3 意見を聴取した委員

<千葉県大規模小売店舗立地審議会委員>

懸田委員、河井委員、今関委員、土屋委員、小早川委員、山崎委員、尾形委員、朝倉委員

<事務局>

商工労働部経営支援課

#### 4 意見を聴取した審議案件

(1) (仮称) コストコホールセール木更津倉庫店 (木更津市)

法第5条第1項(新設)届出日 令和元年10月8日

県意見期限 令和2年6月8日

(2) (仮称) ドラッグコスモス桜の里店 (野田市)

法第5条第1項(新設)届出日 令和元年12月10日

県意見期限 令和2年8月7日

○ 聴取した意見の内容は次のとおりであった。

(1) (仮称) コストコホールセール木更津倉庫店 (木更津市) について

<今関委員> 意見なし

<尾形委員> 意見なし

食品リサイクル法の対応において、何をどのように処理し、利用するのか、具体的に記載頂きたい。

容器包装リサイクル法対応において、どのように回収するのか記載頂きたい。

廃棄物減量化、リサイクルの実践、実現には従業員の意識強化が必要であるので、朝礼、社内会議において、廃棄物の分別、廃棄物減量化の啓発を行う等、従業員の教育についても、

具体的に記載頂きたい。

新設日が近いので、処分業者を決定し、記載されたい。

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

乾燥と潮風に強い植栽で構成されてはいるが、昨今の夏の暑さはひどいので、これだけの広さでは水やりを手ではできないと思うが、自動灌水システムを入れているか、ぜひ、緑地が良好に保てるような管理をお願いしたい。

<懸田委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

当該地域は、他の大規模小売店舗も立地しており、将来にわたって交通渋滞に対する懸念が高い地域である。そのため、当該店舗についても当該地域の渋滞対策の協議会に参加することをお願いしたい。

<朝倉委員> 意見なし

敷地周辺は空地あるいは田んぼ等のある地域となっており、住宅地などがほとんどないため、特段の配慮する点等は見当たらず、特段の影響はないと考えられる。

敷地南東に位置する住宅についても、来客車両走行音に起因する夜間最大レベルは、住宅側の評価点において基準値を満足しており、これについても音環境の側面から特段の影響はないと考えられる。

<土屋委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。

(2) (仮称) ドラッグコスモス桜の里店 (野田市) について

<今関委員> 意見なし

<尾形委員> 意見なし

食品リサイクル法対応において、何をどのように処理し、利用するのか、具体的に記載頂きたい。

この店舗(ドラッグストア)において、廃油がどの程度発生するのか、疑問に感じた。これは、実態に沿った内容になっているのか、もしそうで無ければ、実態に合った内容に修正頂きたい。

ペットボトル及び空き缶を店頭回収される予定なので、容器包装リサイクル法対応の項目にも、記載頂きたい。

2020年7月1日より、レジ袋(プラスチック製買物袋)の有料化が始まるが、レジ袋利用の削減の声掛けや、エコバックの販売等は実施されるのか。

計画の実践、実現には従業員の意識強化が必要であるので、全従業員を対象とした指導についても、検討頂きたい。

処分業者が決まり次第、記入されたい。また、生ごみ等、その他可燃性廃棄物等について、リサイクル割合が0%と記載されているが、(1)アの食品リサイクル法対応の項目に記載されている内容と異なるので、実態に沿った内容に修正すること。

<河井委員> 意見なし

<山崎委員> 意見なし

緑地の位置がまったく、建物と関係のないところに配置されているのが残念である。建物まわりに設置して、訪れるお客さんが楽しめるような空間を提案していただきたかった。

<懸田委員> 意見なし

<小早川委員> 意見なし

<朝倉委員> 意見なし

昼夜の等価騒音レベル、および夜間最大レベルについては、基準値を満足しており特段の影響はないと考えられる。

来客車両走行音に起因する夜間最大レベルは、敷地東側においては、大型電気店のみが存在するため、敷地境界の評価点における予測値が規制値と同等(45dB)となっても影響は軽微であると考えられるが、敷地西側においては、閑静な住宅街が立地している状況において、これらの敷地境界あるいは隣地敷地の評価点における予測値が規制値と同等(40dB)となっており、その影響は軽微と考えられるものの、幹線道路から離れた比較的静かな地域であることも考慮すると、夜間の来客車両等に起因する騒音の環境影響については、営業開始後も引き続き留意していただきたい。

<土屋委員> 意見なし

以上のことから、当該届出について、県が「意見なし」とすることは、妥当であると認められた。